

平成26年度包括外部監査結果等に対する措置計画について

平成27年3月25日
総務部
財政部
保健福祉部
玉山総合事務所

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

2 監査を実施した期間及び報告書提出日

- (1) 監査を実施した期間 平成26年5月19日から平成27年2月5日
(2) 報告書提出日 平成27年2月6日

3 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人 公認会計士 佐藤公哉
(2) 補助者 公認会計士 高橋雄一郎 ほか3名

4 監査のテーマ

保健所に係る財務事務の執行について

5 監査の結果 指摘事項及び意見(43項目)

保健所に係る財務事務の執行について

① 指摘事項(14項目)

- ・墓地使用料について
- ・古川墓園に係る墓地管理料の改定について
- ・業務委託契約に係る仕様書と報告様式(歯科)について
- ・盛岡市医師会附属看護学院への補助金について
- ・次世代健康管理システムへの移行について
- ・備品の管理について
- ・自己負担金の徴収について
- ・被措置者の負担金額の算定について
- ・健康診査の対象者について
- ・健康診査の自己負担金について
- ・成人検診受診券等の納品・検収について
- ・成人検診集計業務の予定・見積価格について
- ・成人歯科健康診査の目標達成評価について
- ・健康相談に係る実施要領の見直しについて

② 意見(29項目)

- ・清掃業務委託に係る届出について

- ・ 保健所入り口のカギの取扱いについて
- ・ 地区保健センターの稼働状況について
- ・ 盛岡市夜間急患診療所の利用について
- ・ 患者未収債権の管理について
- ・ 業務委託契約に係る仕様書と提出書類（医科）について
- ・ 診療所等に対する立入検査実施計画について
- ・ 指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について
- ・ 幼児歯科健康診査の受診率について
- ・ 検診票の印刷の請負契約について
- ・ 受診率向上対策について
- ・ 精度管理規定について
- ・ がん検診に係る仕様書について
- ・ 玉山区における集団検診の委託先について
- ・ 個別検診と集団検診に係る自己負担率の差異について
- ・ 代謝を上げるための運動教室について
- ・ MORIOKA「食」教室の職域コースについて
- ・ 食生活改善推進員地区活動に関する業務委託について
- ・ 特定保健指導に係る封筒及びポスターについて
- ・ 予防接種委託契約について
- ・ 予防接種率の分析・管理について
- ・ 「人」について
- ・ 「物」について
- ・ 「カネ（予算）」について
- ・ 「情報」について
- ・ 監視指導件数の目標設定方法について
- ・ 立入検査時の違反事項の記録とフォローについて
- ・ 立入検査の件数の集計方法について
- ・ 試験検査の設備更新計画について

6 措置計画

別紙のとおり

平成26年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目 次】

1 保健所に係る財務事務の執行について

(1) 保健福祉部

① 結果分	1
② 意見分	7

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
20	<p>1 保健所に係る財務事務の執行について</p> <p>○墓地使用料について</p> <p>普通墓地と芝生墓地との区分はあるものの、草刈や除雪等の管理に要する経費に差はなく、墓地を永久に借り入れられる当該使用料は土地の利用に伴い負担する費用と考えられるため、同じ墓園内で普通墓地と芝生墓地で1m²当たりの単価が異なるのは不合理である。</p> <p>一方で、芝生墓地の造成予定が無く普通墓地のみが造成される中で、芝生墓地の使用料についても、1m²当たりの単価に違いが生じないよう普通墓地と同じ単価に改定した場合、芝生墓地使用者間で使用料の不均衡が生じる懸念がある。これについては、普通墓地使用者間では既に1m²当たりの単価に違いが生じており、普通墓地と芝生墓地を区分して芝生墓地使用者に対しては単価改定を行わないというこの方が不均衡といえる。</p> <p>今後、使用料を見直す際は普通墓地と芝生墓地の1m²当たりの単価に違いが生じないように改定する必要がある。</p> <p>○指摘事項2</p> <p>○古川墓園に係る墓地管理料の改定について</p> <p>盛岡市は、市墓園条例において利用料金の決定時期が明確に示されていないことから、当該年度に係る利用料金について、当該年度の徴収時期までの期間において総会の議決を経て定められた利用料金は市墓園条例の規定に基づく適正な手続によるものと考えていた。そのため、平成25年度に係る利用料金（墓地管理料）については、市墓園条例第22条第2項の規定に基づき同条例第21条に定める墓地管理料の額の範囲内で指定管理者が定めたものになり、同条例の規定に抵触するものではないと解釈していた。</p>	<p>墓地使用料については、基本的に造成費用を基に算出しておりますが、草刈や除雪等に係る費用は別途、管理料として定額でいただいております。ご指摘の墓地使用料の見直しについては、他の公立墓園、市内の寺院等の状況等を調査しながら、使用料のあり方について検討してまいります。 (企画総務課)</p>
20		<p>古川墓園に係る墓地管理料の改定における手続きの不備については、市墓園条例及び指定管理者と締結している盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定を充分に理解していないことに起因し、市において指定管理者への指導が図られていないため生じたものであります。</p> <p>今後、利用料金の決定にあたっては、事前に市長の承認を行うことや料金改定の際は前の年度に行うよう、</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
	<p>一方で、利用料金の決定時期については、盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定書第7条において、「古川墓園管理協議会は盛岡市の定める日までに、条例第22条第2項の規定により、市長の承認を得て、利用料金の額を定めなければならない」と定められているにも関わらず、期限の定めを行わず、総会決議後に市長の承認も得ていなかった。</p> <p>市墓園条例第22条第3項には「使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。」と規定されていることから、継続的に使用している使用者にとっては、年度当初の利用料金で徴収されることが予見される。そのように考えると、利用料金の改定がある場合には、年度途中の改定ではなく、改定事業年度より前の年度に行うことが必要である。</p> <p>また、利用料金の改定の重要性から、盛岡市の定める日までに利用料金の額を定めるよう基本協定に記載し、かつ市長の承認を得るようにしているのだから、盛岡市は利用料金の改定手続の管理を徹底する必要がある。</p>	条例及び協定に従った指導及び管理を徹底するよう努めてまいります。 (玉山総合事務所税務住民課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
31	<p>指摘事項3</p> <p>○業務委託契約に係る仕様書と報告様式（歯科）について</p> <p>仕様書と報告内容は整合するべきであるため、必要な項目を確認し仕様書又は報告様式を修正するべきである。</p>	<p>仕様書と報告内容が整合するよう報告書様式を修正いたします。 (企画総務課)</p>
37	<p>指摘事項4</p> <p>○盛岡市医師会附属看護学院への補助金について</p> <p>盛岡市医師会附属看護学院への補助金は、これまで20年以上にわたって行われてきた事業であり、かつ今後も現状のままで継続する方針としていることから、「盛岡市補助金交付規則の施行等について」における、「恒常的なもの」に該当すると考える。</p> <p>公平性の観点から、「恒常的なもの」として特定の学校だけに補助対象を特定すべきかを再検討する必要がある。また、当該補助金について補助金交付要領又は補助金交付要領を作成し、その根拠を明確にすべきである。</p>	<p>盛岡市医師会附属看護学院への補助金については、補助金交付要領を作成してまいります。また、市内の看護学校に対する補助については、現状を把握してまいります。 (企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
46	指摘事項5 <p>○次世代健康管理システムへの移行について システム移行とセットで移行すべきデータが漏れなく移行されたかを確かめるべきであった。また、可能であれば、これからでも移行データの網羅性を確認することが望ましい。</p> <p>盛岡市としてのシステム移行に当たっての留意事項等をまとめた手順書を整備し、周知すべきである。</p>	<p>次世代健康管理システムへの移行データについては、漏れなく旧システムから移行されたことを確認しております。 (健康推進課)</p> <p>なお、今後、システム移行等が生じた場合は、情報セキュリティポリシー規程に基づき提出されるシステム導入協議書及び情報セキュリティ実施手順書により、データ移行の確認が確実に実施されるよう徹底してまいります。 (情報企画室・健康推進課)</p>
48	指摘事項6 <p>○備品の管理について 備品を適切に管理するために、日々の業務において定期的に備品の現物と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成することなど、手続をマニュアル化し、周知徹底する必要がある。</p>	<p>備品の管理については、定期的に備品の現物と備品台帳の照合を行い、徹底してまいります。 (健康推進課)</p>
55	指摘事項7 <p>○自己負担金の徴収について シーラント予防充填に係る自己負担金は、私法上の債権に基づき徴収する実費で、地方自治法施行令第158条1項各号にある私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に当たらないことから、これを契機に公法上の債権と私法上の債権とを明確にし、適切な債権管理に繋げるべきである。</p>	<p>シーラント予防充填に係る自己負担金は、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができないものと認識しており、平成26年度から契約の中で、既に自己負担金は市の歳入ではなく、医療機関（私人）の収入として区別し、措置しているものです。 (健康推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
57	指摘事項8 ○被措置者の負担金額の算定について <p>未熟児養育医療の負担金額は、「盛岡市母子保健法施行細則」に従い運用すべきであり、過大に徴収していた金額については返還が必要である。</p>	<p>過大に徴収していた負担金の返還については、平成27年1月15日付で対象の保護者に連絡のうえ、返還手続きを行っているところです。 (健康推進課)</p>
66	指摘事項9 ○健康診査の対象者について <p>健康診査の対象者について「平成25年度保健所概要」と「健康診査実施要領」との間に記載内容の不一致があることから、書類間の記載内容の統一を図る必要がある。</p> <p>対象者の定義を見直し、例外的対応についても健康診査実施要領等に織り込み、制度内の対応であることを明確化する必要がある。</p>	<p>「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容については、統一してまいります。 また、対象者の例外的対応についても、実施要領に盛り込み明確化してまいります。 (健康推進課)</p>
67	指摘事項10 ○健康診査の自己負担金について <p>65歳以上で後期高齢者被保険者証を所持している人の自己負担額について、「平成25年度保健所概要」と「健康診査実施要領」との間に記載内容の不一致があることから、書類間の記載内容の統一を図る必要がある。</p>	<p>「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容については、統一してまいります。 (健康推進課)</p>
68	指摘事項11 ○成人検診受診券等の納品・検収について <p>納品が分割して行われる場合は、その都度実際の業務執行日に検収を実施する必要がある。</p>	<p>成人検診受診券と胃がん検診受検票の納品書を分割し、それぞれの納入時に検収を行ってまいります。 (健康推進課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
68	指摘事項12 ○成人検診集計業務の予定・見積価格について 業務件数に応じて対価を支払うことが合理的である契約については、総価契約ではなく、単価契約に改めるべきである。 また、事務の委託に当たっては契約金額などの妥当性を確保すること、検証可能性を保持することに必要な見積りの根拠資料を契約関係書類とともに保管することが必要である。	成人検診集計業務の契約については、単価契約も含め、契約の在り方について検討してまいります。 また、契約金額の妥当性を確保するため、見積りの根拠資料について精査してまいります。 (健康推進課)
72	指摘事項13 ○成人歯科健康診査の目標達成評価について もりおか健康21プランに係る計画を策定するに当たっては、情報収集の可能性を勘案し事後評価の体制を構築する必要がある。	平成27年度からの向こう10箇年の計画である第2次もりおか健康21プランでは、保健事業や人口動態、県の調査等から把握できる目標値を掲げており、確実な事後評価ができるよう体制を構築しております。 (健康推進課)
75	指摘事項14 ○健康相談に係る実施要領の見直しについて 健康相談について実施要領で対象としているのは40歳以上であるが、40歳未満の者について健康相談需要が高まっており、必要性が認められるならば要領の見直しを行う必要がある。	健康相談に係る実施要領については、40歳未満の全ての成人を対象とする見直しを行ってまいります。 (健康推進課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
15	意見1 ○清掃業務委託に係る届出について <p>清掃業務という業務の特殊性から、ビル内の部外者進入禁止の場所であっても職員と同様に出入りできることを考慮し、職員と同様に清掃業務に従事する人物の管理が望まれる。</p>	<p>清掃業務の従事者管理について は、従事者届や清掃記録等を活用し 入退庁者の把握を行ってまいります。 (企画総務課)</p>
15	意見2 ○保健所入り口のカギの取扱いについて <p>カギは金属製で複製が容易なものであり、保健所入り口のカギの取扱いとしては不適切である。カギの貸し出し管理だけではなく、カギの複製を防止し、かつ保健所内への入退出記録が残るようにセキュリティカードを利用する等カギの取扱いに関しては慎重に検討する必要がある。</p>	<p>保健所入り口のカギの取扱いについては、他施設の状況を見ながら防犯カメラの設置やセキュリティカードの導入など検討してまいります。 (企画総務課)</p>
15	意見3 ○地区保健センターの稼働状況について <p>平成25年度における保健所以外の団体(外部団体)利用数は、高松地区保健センター56回(月平均4.7回)、飯岡地区保健センター14回(月平均1.2回)であるが都南地区保健センターにいたっては7回(月平均0.6回)である。</p> <p>もちろん、単純に外部利用を多くすればいいという訳ではないが、施設の有効利用という観点からは、盛岡市のホームページを利用して外部団体が利用できることを周知するなどの対策を講じるのが望ましい。</p>	<p>地区保健センターは一般住民の利用を目的とした公の施設ではありませんが、地元等の要望に応じて、現在も市以外の団体に対して、個々の事情に応じて貸し出しを行っております。今後におきましても、内容の確認を行いながら、貸し出しを行ってまいります。 (企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
26	<p>意見4</p> <p>○盛岡市夜間急患診療所の利用について</p> <p>盛岡市夜間急患診療所の案内には、比較的初期の軽い症状の場合に受診するように記載しており、現在、市ホームページの「盛岡市夜間急患診療所紹介ページ」では、『子どもの救急医療体制について』として、盛岡市医師会ホームページ『症状からみた医療機関の受診の仕方について』にリンクを貼っている。</p> <p>このリンク先のページでは、子どもの気になる症状から見た、医療機関の受診の仕方について、フローチャートにまとめられており、軽い症状であれば夜間急患診療所、重い症状の場合は二次救急医療機関への受診が誘導されるなど有用であると考えるが、広報もりおかでは、直接盛岡市医師会のホームページを閲覧するようホームページアドレスを掲載しているのみである。ホームページの情報は積極的に閲覧することで初めて目にするものであるから、</p> <p>高い頻度で目にする機会の多い活字媒体である広報もりおかに閲覧先のホームページアドレスを掲載する際には、どのような情報がそのホームページで見られるのかといった見出しを付けること等により、ホームページの閲覧を誘導することが望まれる。</p>	<p>夜間急患診療所の利用については、広報もりおかに掲載している閲覧先のホームページアドレスでの情報内容の見出しの付記等を行うことにより、ホームページの閲覧を通じて医療機関の受診の仕方についての誘導を図り、適切な受診となるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告 書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
27	<p>意見5</p> <p>○患者未収債権の管理について</p> <p>夜間診療であるにも関わらず、患者総数に対する未収件数割合は1%にも満たず、更に、年度末における未収件数は過年度分を含めても26件と少數であった。しかし、未収金管理・納入事務手続、患者の窓口納入の手間、利用者サービスの向上等を考えると診療所の診療費についても、カード支払方式の導入を検討することが考えられる。</p> <p>カード支払方式の導入によるキャッシュレス化は、国民生活の多くの分野で広く普及しており、かつ夜間急患という状況を考慮すれば利用者の潜在的ニーズはあるものと考える。</p>	<p>患者の医療費の支払いについては、利用者サービスの向上、未収金の縮減や現金の盗難防止の観点から、カード支払い方式の導入に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
31	<p>意見 6</p> <p>○業務委託契約に係る仕様書と提出書類（医科）について</p> <p>仕様書に記載の救急医療知識の普及啓発と救急医療に関する情報提供については、専門性の高い内容であり、具体的に方法、内容、頻度等を指定することは困難と思われ、盛岡市医師会の自主性に任せるのも方法の一つである。そのため、仕様書に記載の業務内容は「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」と記載され、具体的な指示は行っていない。</p> <p>救急医療知識の普及啓発として実施した内容は、他の法人が実施・作成したもの自身のホームページで紹介しているにすぎず、委託先である盛岡市医師会が独自に行ったものは2007年の「もりおか医報人」だけであった。</p> <p>委託業務については、その目的に鑑み、委託した業務を評価できるよう委託する業務の範囲、程度、頻度等の基準を明確にするべきである。適正な履行を確保することによって委託契約の目的が達成されると考えれば、委託事業の目的と内容を明確にした上で、その履行の確認を行うことは重要である。</p>	<p>盛岡市在宅当番・救急医療情報提供事業実施事業業務委託内容である「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」については、委託業務の評価ができる仕様書の内容等について見直しを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
33	<p>意見7</p> <p>○診療所等に対する立入検査実施計画について</p> <p>病院の立入検査については、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号）に従い、全ての病院を対象として原則年1回実施する必要があるが、診療所等に対する立入検査の実施頻度については特段の規定がないことから盛岡市がリスクを考慮の上、独自に決定することができる。しかし、現在、盛岡市は「岩手県病院等立入検査実施要領」に準拠して立入検査を実施している。</p> <p>医療事故、院内感染等の発生リスクを考慮し、診療所の類型化を検討し、また立入検査を実施しない代替手段としての自主点検表を活用する等、盛岡市として効果的かつ効率的に立入検査を実施できるよう盛岡市独自の要綱等の作成が必要と考える。</p>	<p>診療所等の立入検査の実施について、盛岡市の要綱等を作成いたします。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
51	意見8 ○指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について 「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」で規定されている「原則として手術レベル」という医療機関の指定基準について、基準を満たしていない状況を放置すべきではない。 清浄度を手術室レベルまで高めようとする取組みなど、具備すべき施設及び設備等の基準に近づけるよう努力することが望まれる。	関係医療機関に対し、清浄度を高めるよう要請してまいります。 (健康推進課)
55	意見9 ○幼児歯科健康診査の受診率について う蝕有病児率をより低下させるために、今後は、4歳児歯科健康診査の受診率の向上に向けた取り組みをすることが望ましい。	ほとんどの幼児が受診する3歳児健診査の集団検査などにおいて、周知を図るなどにより、受診率向上の取り組みを行ってまいります。 (健康推進課)
67	意見10 ○検診票の印刷の請負契約について 検診票の印刷契約については契約を分割することなく一括で契約することが合理的であり、随意契約の可否に係る金額の判断についても総額で行うべきである。 また、分割契約の可否を含め、随意契約とする根拠の妥当性について検討するとともに、随意契約の選択理由については担当課と契約検査課とで整合性のある書類を保存するべきである。	検診票の印刷の契約について、分割または一括どちらの方法で契約するかについては、その合理性も含め検討してまいります。 (健康推進課) 随意契約の選択理由については、担当課及び契約検査課において調整し、整合性のある書類といたします。 (契約検査課・健康推進課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
68	意見11 ○受診率向上対策について 成人検診の過年度の未受診者などに対して受診勧奨することについても検討するべきである。	受診率向上対策については、国の補助制度を活用し、平成21年度から子宮頸がん検診と乳がん検診のそれぞれ一定年齢の方に、無料で受診できる無料クーポンの配布を行ってきたところです。 過年度の未受診者への受診勧奨については、平成26年度において21年度から24年度までの未受診者を対象に再度、無料クーポンを配布しており、さらに平成27年度においても25年度未受診者を対象に、無料クーポン配布による受診勧奨を行ってまいります。 (健康推進課)
68	意見12 ○精度管理規定について 事業の質の向上を図るため、各検診の実施要領において精度管理の規定を設け、精度管理の方法を明確にした上で、実際に精度管理の状況を確認し、実施要領に従い業務が実施されていることを確認することが重要である。	各検診の実施要領に精度管理の規定を設け、規定どおり業務が実施されているかを確認できるよう検討してまいります。 (健康推進課)
69	意見13 ○がん検診に係る仕様書について 各種がん検診の実施要領等には、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」が記載されていない項目については追記し、事業の品質の確保を十全に行う必要がある。	各がん検診の仕様書に、明記すべき必要最低限の精度管理項目を設けることいたします。 (健康推進課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
70	意見14 ○玉山区における集団検診の委託先について 集団検診の随意契約の締結に当たっては、見積書の入手、受注者の業務供給能力の体制把握などに努め、その上で競争入札に適さない旨を明確に文書化し、検証可能性のある状態にする必要がある。	隨意契約の締結に当たり、競争入札に適さない理由を明文化するよう、検証してまいります。 (健康福祉課)
70	意見15 ○個別検診と集団検診に係る自己負担率の差異について 旧盛岡市と旧玉山村の間の差異の解消を図るために、公平性の視点から自己負担率については同じ水準となるように自己負担額を設定するなど検討が必要と考える。	自己負担額の設定に当たり、自己負担率の在り方について検討してまいります。 (健康推進課・健康福祉課)
73	意見16 ○代謝を上げるための運動教室について 参加率の向上を図るために複数箇所での実施や曜日・時間帯を休日・夜間に見直すなど参加機会の拡充をすることが必要である。	代謝を上げるための運動教室については、参加率の向上を図るために、会場や曜日、時間帯、周知方法等の見直しについて検討してまいります。 (健康推進課)
77	意見17 ○MORIOKA「食」教室の職域コースについて 事業を毎年実施することができるよう企業との調整を図り、当事業目的の達成に努める必要がある。	MORIOKA食教室の職域コースについては、平成27年度から、市民が市の事業や制度を学習する「学びの循環推進事業まちづくり講座メニュー」に、食育に関する講座を新たに設け、企業のみならず、一般市民にも呼び掛けながら実施する方向で、見直しを図ってまいります。 (健康推進課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
77	意見18 ○食生活改善推進員地区活動に関する業務委託について 委託業務の実施回数などは毎年異なっていることから、単価契約にするか、補助金の形をとるなどの異なる対応が必要である。	食生活改善推進員地区活動に関する業務について、委託業務の単価契約は難しいと考えておりますが、補助金による対応について検討してまいります。 (健康推進課)
78	意見19 ○特定保健指導に係る封筒及びポスターについて 特定保健指導に係る通知封筒の表に特定保健指導の記載をすることは取りやめるとともに、ポスター掲示によって、封筒の色が積極的支援対象者は黄色、動機付け支援対象者は水色であることを案内することも中止すべきである。	封筒の表に特定保健指導を記載することについては、平成27年度から取りやめることとしております。 また、ポスターの掲示内容については、平成26年度から改善しているところです。 (健康推進課)

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
84	意見20 ○予防接種委託契約について <p>予防接種の単価契約については、財政課を経由し市長決裁となっている。この際、単価の契約に至った経緯などについて、資料添付によって十分に説明し、検証可能性を増すことによって、保健予防課の責任を軽減することが可能であり、また、経済性に資するものと考えられる。</p>	<p>予防接種委託契約については、今後は、決裁の際に、試算した単価、その算定根拠、算定の際に使用したワクチンの見積り資料、試算単価と契約単価の比較及びその分析などの検討に資する資料を添付してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>
84	意見21 ○予防接種率の分析・管理について <p>予防接種率向上のためには前期比較や目標実績比較など、予防接種率の分析・管理が有効に行えるよう、引き続き工夫していくことが肝要であると考えられる。</p>	<p>予防接種率の分析・管理については、専門家（医師会）の意見を聞いたり、他市町村の状況等を調査するなど、引き続き工夫してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>
86	意見22 ○「人」について <p>通常、直接業務に関わる職員数は保健予防課で17人、保健所全体で104人であり、有事の際は人手が不足する可能性がある。このリスクに備えて、有事の際に盛岡市の職員全体を挙げて対応する場合にどういった役割分担をしなければならないのかということを決めておくことが重要であると考えられる。</p> <p>一類感染症や二類感染症のような感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況であり、危機において市役所を挙げて対応できる体制を整えるためにも、市独自のガイドライン・マニュアルの作成が急がれる。</p>	<p>新型インフルエンザ等に対しては以前からマニュアルを作成していたが、一類感染症や二類感染症のような感染症についても、「感染症対策マニュアル」を作成し、感染症に関する健康危機の際における各課の事務分掌などを定めることとします。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
86	意見23 <p>○「物」について</p> <p>備蓄品の在庫状況を把握するための棚卸しは行われているが、制度として確立されておらず、市を挙げて備蓄対策することの検討を行うべきであると考える。先ず、制度としての備蓄の整備は備蓄の必要量の算出及び市による承認という手続から始め、合わせて在庫管理、入出庫管理、備蓄を確保するための予算的な手当など、危機に備えるための制度的な運用が必要ではないかと考えられる。</p>	<p>感染症対策に要する消耗品等については、災害に対する備えのため、必要量等を算出して備蓄するなど、「感染症対策マニュアル」を作成し、制度的に運用してまいります。 (保健予防課)</p>
87	意見24 <p>○「カネ（予算）」について</p> <p>制度的に備蓄品の管理を行う際には、必要な備蓄量を補うための予算を付ける必要があると考えられる。</p>	<p>感染症対策に要する消耗品等については、災害に対する備えのため、必要量等を把握し、計画的に備蓄するため「感染症対策マニュアル」を作成し、予算の確保に努めてまいります。 (保健予防課)</p>
87	意見25 <p>○「情報」について</p> <p>危機的状況が発生した際、誰がどのように動くかという具体的なマニュアルが欠かせない。</p> <p>一類感染症や二類感染症のような感染症法上の感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況である。岩手県の保健所の機能と盛岡市の保健所の機能は類似するものと考えることができるが、両者では組織が全く異なることから、有事の職務分掌については、岩手県のマニュアルをそのまま使用することはできない。従って、盛岡市での独自マニュアルの作成が望まれる。</p>	<p>一類感染症や二類感染症のような感染症については、感染症に関する健康危機の際ににおける職務分掌などの行動計画について、「感染症対策マニュアル」を作成し対応することいたします。 (保健予防課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
92	意見26 ○監視指導件数の目標設定方法について <p>生活衛生指導事業のうち営業施設等への監視指導の目標は、望ましい水準として、2年に1度や3年に1度という様に定められている。しかし、実際にはリスクの大きいと考えられる公衆浴場や温泉の監視指導に多くの時間を割いており、目標との乖離が著しい結果となっている。これは例年の傾向であるとのことである。この点について、目標による管理を適切に行うためには、実績と比較するための目標が現実的な条件下で達成可能な水準にあることが望ましい。現状では、許認可業務や相談業務等の監視指導以外の調節不可能な業務量の多寡により、単年度の監視指導の実績が影響を受けることはやむを得ないが、それらの影響を考慮した上で目標と実績の比較を行うことにより目標による管理が可能となるよう、実態に即した目標設定が望ましい。</p>	<p>今後、監視目標については、従前の業種別監視頻度を基本としながら、当該年度における重点監視施設等の立入方針を勘案し、設定することとします。また、監視指導の実績については、計画施設数に対する監視実施済みの施設件数を用いて達成率を表記することとし、監視指導のべ件数についても併記することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
97	意見27 ○立入検査時の違反事項の記録とフォローについて <p>立入検査において違反事項を発見した場合には、その状況について記録を残すとともに、違反事項が確実に改善されるようなフォローの手順を明確に定めるべきである。</p>	<p>立入検査において違反事項を発見した場合は、その場で改善を指導しておりますが、今後は、違反事項の改善の経過を記録してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
97	意見28 ○立入検査の件数の集計方法について <p>立入検査の件数のカウントの方法は習慣的に行っていているものであるとのことであるが、市民がホームページ閲覧した場合に、立入検査件数についてについて誤解が生じる恐れがある。市民とのリスクコミュニケーションを効果的に行うためには、保健所の行っている事業の内容や規模を理解してもらうことが重要であると考えられる。よりよい理解のため、カウントの方法を注記することが望ましい。</p>	<p>立入検査の件数の集計方法については、岩手県を含め全国の自治体の殆どが、市と同様の監視延べ人数による集計方法を採用しておりますことから、現時点では注記する予定はありません。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
99	意見29 ○試験検査の設備更新計画について <p>盛岡市保健所は、岩手県環境保健研究センターに理化学検査の大部分を委託する前提で平成20年4月の保健所設置時に検査設備を整備したが、それ以降は設備更新計画を策定していない。試験検査設備は高額なものもあり、更新には一時に多額の支出が必要となる可能性がある。また、今後、維持管理費用が増大することも考えられるため、将来の更新に備えて、設備更新計画を策定することが必要と考える。</p> <p>また、その計画では、一部の試験検査項目を岩手県環境保健研究センターに委託する現状の試験検査体制の合理性について、盛岡市保健所の機能として備えるべき試験検査設備と、そのためのコストを勘案し、民間委託の可能性なども考慮に入れ策定すべきである。</p>	<p>今後の検査項目の増加及び削減に伴う検査機器の整備や市民ニーズに対応した検査体制の再構築を考慮に入れながら、将来の更新に備えて、設備更新計画を策定します。</p> <p>なお、検査の緊急性及び迅速性、さらに行政処分における意思決定過程における検査結果の取扱いを考慮し、これを民間へ委託することは考えておりません。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>